

名古屋市立大学医学部附属西部医療センター  
院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル合意書

名古屋市立大学医学部附属西部医療センターと\_\_\_\_\_薬局とは、  
名古屋市立大学医学部附属西部医療センター院外処方せんに係る薬剤師法第 23 条第 2 項の取り  
扱いについて、下記のとおり合意した。

記

1. 院外処方せんに係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

以下の項目については、薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に  
薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認  
を不要とする。ただし、麻薬及び抗悪性腫瘍剤は除くこととする。

- 1) 成分名が同一の銘柄変更（ただし変更不可の処方除く）
- 2) 剤形の変更（薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る）
- 3) 別規格製剤がある場合の薬剤規格の変更（薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る）
- 4) 錠剤の半割や粉砕、あるいはその逆。（薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る）
- 5) 調剤報酬に関わらない「患者の希望」あるいは「アドヒアランス不良で一包化によりその向上が見込まれる」の理由により実施する一包化（コメントに「一包化不可」の場合を除く）。
- 6) 湿布薬や軟膏での包装規格変更に関する事（合計処方量が変わらない場合）
- 7) 薬剤師が残薬確認時に処方薬の残薬を把握したため、投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の本数の変更も含む）
- 8) DPP-4 阻害薬の週1回製剤、あるいはビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）
- 9) 「1 日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）
- 10) 内服薬の用法が頓服または回数指定にて処方箋に記載があり、具体的な用法が口頭で指示されている場合に用法を処方箋備考欄に追記すること（薬歴上あるいは患者面談上用法が明確な場合）

2. 合意の解除、内容の変更について

合意の解除、内容の変更については、必要時協議を行うこととする。

以上

令和 年 月 日

住所 名古屋市北区平手町 1-1-1

名称 名古屋市立大学医学部附属西部医療センター

代表者氏名 森田 明理 印

住所

名称

保険薬局番号

代表者氏名 印